

届出施設基準一覧

当院(堀坂歯科・歯ならび矯正歯科)は厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、施設基準の届け出を以下の通りに行なっています (令和8年4月1日時点)

1. 医療 DX 推進体制整備加算 (医療DX) 第114号
2. 歯科点数表の初診料の注1 (歯初診) 第2263号
3. 歯科外来診療医療安全対策加算1(外安全1) 第900号
4. 歯科外来診療感染対策加算1(外感染1) 第900号
5. 歯科治療総合医療管理料(I)及び(II) (医管) 第3458号
6. 小児口腔管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算(口管強) 第1956号
7. 地域医療連携体制加算 (歯地連) 第2511号
8. 歯科訪問診療料の注13に規定する基準 (歯訪診) 第4086号
9. 歯科技工加算1 (歯技連1) 第877号
10. 歯科技工加算2 (歯技連2) 第1377号
11. 光学印象 (光印象) 第929号
12. CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー (歯CAD) 第15号
13. クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) 第8302号
14. 歯科矯正診断料 (矯診) 第100197号
15. 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1) (歯外在ベI) 第1802号

尚、内容更新および情報真偽につきましては 近畿厚生局の掲示が優先されます

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00004.html

医療DX推進体制の整備について以下の通り対応を行っております

1. オンライン請求を行っております。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しております。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
4. 電子処方箋を発行する体制を有しております(原則 院内処方です)。
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。
6. マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、ホームページの外、院内にてお声掛け・ポスター掲示を行っております。
7. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示いたします。

当院における医療安全対策の取り組み

歯科外来診療における医療安全対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師が常勤し、職員に医療安全対策に係る院内研修等の実施をしています。また、緊急時には下記の医療機関と連携を取り、適切に対処を行える体制を整えています。自動体外式除細動器（AED）を常備しています。

《緊急時の連携保険医療機関》

大阪国際メディカル&サイエンスセンター 大阪けいさつ病院

代表電話番号： 06-6771-6051

